

## 第4章 重点環境施策

---

### 4. 1 重点環境施策の位置づけ

### 4. 2 重点環境施策の内容

- 4. 2. 1 貴重な自然環境を継承するため、保全活動に取り組みます。
- 4. 2. 2 安全・安心な食の提供と地産地消の推進に取り組みます。
- 4. 2. 3 安全で安定した飲用水の確保と生活排水対策に取り組みます。
- 4. 2. 4 循環型社会の形成に取り組みます。
- 4. 2. 5 温暖化防止のため、省エネルギー対策に取り組みます。
- 4. 2. 6 ごみのないきれいなまちづくりに取り組みます。



## 第4章 重点環境施策

この計画を牽引する先導的かつ優先的な環境施策を重点環境施策と位置づけ、取組と指標目標を示します。

### 4. 1 重点環境施策の位置づけ

各種環境施策をより具体的にイメージすることができ、環境の保全と創造に関する取組のシンボルとなり、この計画を牽引する先導的かつ優先的な環境施策を「重点環境施策」と位置づけ、次の6つを「重点環境施策」とし、取組を推進します。

〈重点環境施策を位置づけるに当たっての視点〉

- ・市民・事業者特に望まれているもの
- ・市として重点的に取り組むべきもの
- ・能代らしさのあるもの

#### 【重点環境施策】

- ◎貴重な自然環境を継承するため、保全活動に取り組みます。
- ◎安全・安心な食の提供と地産地消の推進に取り組みます。
- ◎安全で安定した飲用水の確保と生活排水対策に取り組みます。
- ◎循環型社会の形成に取り組みます。
- ◎温暖化防止のため、省エネルギー対策に取り組みます。
- ◎ごみのないきれいなまちづくりに取り組みます。

## 4. 2 重点環境施策の内容

### 4. 2. 1 貴重な自然環境を継承するため、保全活動に取り組みます。

本市は、風の松原やきみまち阪県立自然公園、米代川、そして世界遺産白神山地を望む恵まれた自然環境に囲まれています。アンケート結果でも、これらは「能代市が他に誇れる象徴的な場所、または重点的に保全・整備すべき場所」として上位に挙げられています。

こうした自然環境は、能代らしさを象徴し、わたしたちに潤いとやすらぎを与えてくれますが、同時にわたしたちには、これらの貴重な自然環境を次世代に引き継ぐ責務があります。

このため、市民や環境団体、研究機関等と連携しながら、自然のプロセスに任せて残すところや人の利用を許容しながら適切な利用管理を行うなど、貴重な自然環境の保全に取り組みます。

#### ◎施策の展開方向

- ◇豊かな自然を生かした森林セラピーやグリーン・ツーリズム等を積極的に推進します。
- ◇貴重な動植物の調査に努め、保全や保護の方策を検討します。
- ◇風の松原、米代川、きみまち阪、小友沼、白神山地などの優れた自然環境を次世代に引き継いでいくため、現地調査や啓発活動などに努めます。
- ◇関係機関と連携しながら風の松原の松くい虫による被害の拡大を防止し、保全に努めます。
- ◇地域の財産としての自然環境をマップなどで市民に周知し、整備・保全を図ります。
- ◇自然と共生するうえで、マナー向上の啓発に努めます。
- ◇自然保護活動の指導者となる自然観察指導員を育成します。

#### ◎主な事業

- ・ 地域環境調査等の実施
- ・ 自然環境マップの作成、配布
- ・ 自然観察会等の開催
- ・ 松くい虫対策の推進            など

## ◎指標目標

指 標	現 状	5年後の目標 (平成24年度)
☆米代川やきみまち阪、風の松原などの豊かな自然を、他に誇れると思う市民の割合（市民意識調査）	71.7% (平成19年度)	81.0%
☆松くい虫被害量	970m <sup>3</sup> (平成18年度)	750m <sup>3</sup>

## ◎市民・事業者の取組

### ・市民の取組

- 自然保護の意識を高める。
- 自然観察会等への参加に努める。
- ボランティア活動への参加に努める。
- 民有林内の松くい虫による被害木処理に努める。

### ・事業者の取組

- 自然保護の意識を高める。
- 自然に配慮した事業活動に努める。
- ボランティア活動への参加に努める。

## 4. 2. 2 安全・安心な食の提供と地産地消の推進に取り組みます。

国内の食糧自給率が40%を切る中で、食の確保だけでなく安全への関心が高まっています。消費期限の改ざんや内容表示と異なる食材の使用、特に輸入食料品における農薬や薬品の使用等、健康な生活には欠かせない食の安全が揺らいでいます。また、新たな感染症等の発生など、温暖化や国境を越えた動植物の移動の活発化などによる影響も出ています。

このため、地域の農家との連携を深めながら、安心して食べられる食材を地域で生産し、地域で消費する仕組みを推進するだけでなく、地域農業の振興にも配慮した施策に取り組みます。

### ◎施策の展開方向

- ◇安全・安心な農産物生産を促進します。
- ◇食育の推進を行います。
- ◇産直販売の促進を行います。
- ◇有機・無農薬栽培の促進と消費者への意識啓発を行います。
- ◇消費者ニーズへの対応と地場産農作物の付加価値を高めるため、県の認証制度を活用した減農薬・有機栽培を促進します。
- ◇農村の持つ公益的機能を活かし、グリーン・ツーリズムなど農村地域と都市との交流を促進します。
- ◇市民の健全な余暇活動と農業に対する理解を深めるため、市民菜園の充実を図ります。

### ◎主な事業

- ・地産地消の推進
- ・食育の推進
- ・グリーン・ツーリズムの普及・啓発      など

## ◎指標目標

指 標	現 状	5年後の目標 (平成24年度)
☆地元産の農産物は安全でおいしいと 思う市民の割合（市民意識調査）	77.5% (平成19年度)	80.0%
☆学校給食で使用している野菜類のうち 秋田県産の割合	28.8% (平成18年度)	35.0%

## ◎市民・事業者の取組

### ・市民の取組

- 安心・安全な食に関する認識を高める。
- 地元産の農産物を積極的に購入する。
- 食に関する正しい知識や望ましい習慣を身につける。

### ・事業者の取組

- 安心・安全な農産物の生産、提供に努める。
- 地元産の食材の利用に努める。
- グリーン・ツーリズムの推進に努める。

## 4. 2. 3 安全で安定した飲用水の確保と生活排水対策に取り組みます。

本市は、日本海、米代川及び小友沼など、様々な水辺環境に恵まれています。

水は全ての生物にとって必要不可欠なものです。安全で安定的な飲用水の供給は、人間の生活や事業活動にとって、最も根本的なインフラの一つとなっています。

しかし、近年、河川や池沼などの水の汚れが、自然の持つ再生能力や浄化能力を超えるなど、水質調査の結果では環境基準に適合していない項目も見られます。また、地下水や井戸水の水質が飲用水の水質基準を超える場合があります。

こうした汚れの原因としては、工場・事業場からの排水とわたしたちの生活排水が大きな要因となっています。アンケート結果では、飲用水の質や量に28%の方が満足していないことを示しています。また、河川や湖沼、せきなど水辺のきれいさに45%の方が満足していないことを示しています。

このため、良好な生活環境の確保に不可欠な飲用水の確保と、生活排水対策に重点的に取り組みます。

### ◎施策の展開方向

- ◇水道整備を効率的に進めます。
- ◇民営の簡易水道及び小規模水道に対し、適正な維持管理が行われるよう指導します。
- ◇民営の簡易水道及び小規模水道が行う施設整備や水質検査に対して支援します。
- ◇安全で衛生的な飲用水の確保のため、水質検査の啓発や水質汚染に関する情報提供に努めるとともに、関係機関と連携しながら水質検査の指導の強化を図ります。
- ◇水道未普及地域の飲用井戸水の水質検査を行います。
- ◇公共下水道、農業集落排水及び浄化槽整備事業を推進します。
- ◇生活排水が混入している水路の整備や排水管の布設を行い、周辺環境の悪化を防止します。
- ◇アクリルたわしや環境負荷の少ない洗剤の使用など、台所で容易にできる生活排水対策の啓発に努めます。

### ◎主な事業

- ・老朽化した臥竜山浄水場を廃止、仁井田浄水場に浄水機能を一元化
- ・老朽鑄鉄管を計画的に更新
- ・水道未普及地域の解消
- ・民営簡易水道等の施設整備及び水質検査に支援
- ・民営の簡易水道及び小規模水道の統合



- ・ 公共下水道、農業集落排水及び浄化槽整備事業の推進
- ・ 排水路整備事業の推進
- ・ 生活排水処理パンフレットの作成・配布 など

## ◎指標目標

指 標	現 状	5年後の目標 (平成24年度)
☆水道普及率	85.6% (平成17年度末)	86.0%
☆汚水処理人口普及率	57.7% (平成18年度末)	67.6%

## ◎市民・事業者の取組

### ・市民の取組

- 水源の保全のため、適正な排水処理の意識を高める。
- 水資源を大切にし、節水等に努める。
- 水源かん養林の役割について理解を深め、保全に努める。
- 公共下水道処理区域内では早期の接続と水洗化に努める。

### ・事業者の取組

- 水源の保全のため、適正な排水処理を行う。
- 水資源を大切にし、節水等に努める。
- 水源かん養林の役割について理解を深め、保全・整備に努める。

## 4. 2. 4 循環型社会の形成に取り組みます。

大量生産、大量消費、大量廃棄といった現在のライフスタイルは、地球温暖化を始めとした数々の問題を引き起こし、このシステムを支えてきた各種資源の不足や価格の高騰も現実化しています。

今ある資源を有効に活用し、将来世代にも健全で恵まれた環境と安心して豊かな生活を引き継ぐには、資源の循環を推進し持続可能な社会を創り出していく必要があります。

このため、ごみの減量、再使用、そしてリサイクルを積極的に推進するだけでなく、資源循環型産業の立地を促進し、出来るだけ環境への負担の少ないやりかたで、ものをつくったり、サービスを生み出したりできるよう努めます。

環境にやさしい生活を送るために新しいサービスが生まれたり、地域での活動が世代間交流や地域コミュニティを強めるなど、環境に取り組むことが経済的・社会的にも好循環を生み出すよう取り組みます。

### ◎施策の展開方向

- ◇ごみ分別を推進するため、モデル地区の設置を検討します。
- ◇生ごみの堆肥化等を試行するとともに、その利活用などの問題点の把握や課題の整理を行います。
- ◇分別収集を進めるため、廃棄物減量等推進員制度の有効活用に努めます。
- ◇スギ間伐材などの林地残材を有効利用するための方途を検討します。
- ◇木材残さ、農業残さ、家畜排泄物などの地域特性を活かしたバイオマス資源の利活用を図り、関連産業の可能性と誘致推進の検討を行います。
- ◇ごみを出さない、エネルギーを使わない、素材を活かしたエコクッキングの普及・啓発に努めます。
- ◇ごみの減量化に取り組む団体等を支援します。
- ◇フリーマーケットや「ばくる市」などの生活用品交換の機会を設けます。

### ◎主な事業

- ・バイオマスタウン構想の推進
- ・ごみの減量・資源化・循環の行動計画（モアリサイクルプラン）の実施
- ・ごみの減量化に取り組む団体等への支援
- ・ごみの減量や再利用に関する教育の推進      など

## ◎指標目標

指 標	現 状	5年後の目標 (平成24年度)
☆1人1日あたりごみ排出量	642g (平成18年度)	544g
☆資源リサイクル関連企業の新設・ 増設数	0件 (平成18年度)	5件
☆ごみ分別推進モデル地区	0地区 (平成19年度)	5地区以上
☆たい肥化を含む生ごみの資源化に 取り組む市民の割合(市民意識調査)	16.5% (平成19年度)	30%

## ◎市民・事業者の取組

- ・市民の取組
  - 地域資源を利活用したものを使う。
  - ごみの減量・資源化に努める。
  - ごみの減量・資源化の意識を高める。
- ・事業者の取組
  - バイオマス等の利活用を促進する。
  - 事業活動に伴う廃棄物の発生を抑える。
  - 資源リサイクルの意識を高める。

## 4. 2. 5 温暖化防止のため、省エネルギー対策に取り組みます。

社会経済活動の拡大やエネルギーの大量消費などにより、地球温暖化やオゾン層の破壊など、地球規模での環境問題が人類の生存基盤に大きな脅威を与えています。

地球環境問題の解決には、「地球規模で考え、地域レベルで行動を起こす」ことが重要です。各種天然資源に大きく依存しているわたしたちの社会生活において、市民及び事業者一人ひとりが地球環境問題の原因を作っていることを自覚し、環境へ配慮した行動を実践することが求められています。

このため、身近にできる温暖化対策として、省エネルギーへの取組を重点的に進めます。

### ◎施策の展開方向

- ◇地球温暖化につながる温室効果ガス削減の普及・啓発に努めます。
- ◇環境に配慮した運転（エコドライブ）の普及・啓発に努めます。
- ◇関係機関と連携し、アイドリングストップ運動などの啓発活動に努めます。
- ◇省エネルギーの取組みについて情報を発信し、普及・啓発に努めます。
- ◇公共交通機関（バス・鉄道）の利用を促進します。
- ◇市自らが、環境配慮に向けた先進的な取組を展開し、事業者の環境配慮の意識を啓発します。
- ◇事業者の環境対策を推進するため、（仮称）省エネルギー協力企業大賞の創設を検討します。
- ◇環境マネジメントシステムの普及に取り組みます。

### ◎主な事業

- ・ 能代市環境マネジメントシステムの推進
- ・ アイドリングストップの重点実施地域の検討
- ・ 省エネルギー行動の普及・啓発 など

## ◎指標目標

指 標	現 状	5年後の目標 (平成24年度)
☆環境自治体スタンダード（L A S - E）の合格ステージ	第1ステージの合格 (平成19年度)	第2ステージ、 エコアクション 部門の合格

## ◎市民・事業者の取組

### ・市民の取組

- 省エネルギーに努める。
- アイドリングストップを始めとしたエコドライブに努める。
- 地球温暖化防止に関する意識を高める。

### ・事業者の取組

- 省エネルギーに努める。
- 事業用自動車等のエンジンのオンオフを徹底する。
- 環境マネジメントシステムの導入を促進する。

### ・環境自治体スタンダード（L A S - E）とは

能代市環境マネジメントシステムは、環境自治体会議環境政策研究所が開発した環境自治体スタンダード（L A S - E : Local Authority's Standard in Environmentの略）を運用基準としています。

L A S - Eとは、環境配慮や環境政策に取り組むためのしくみを自治体が確立運用し、その取り組み内容が環境自治体としてふさわしいかどうかをチェックするための基準です。

また、L A S - Eには、環境自治体会議が提唱する環境自治体づくりの3要素に対応させて、次の3つの部門が設けられ、部門ごとに環境自治体づくりの熟度に応じ、第1ステージ、第2ステージ、第3ステージの3つの区分に分けられています。

#### ①エコアクション（環境活動）部門

環境問題解決や地域の持続可能な発展のために必要な対策が行われている

#### ②エコマネジメント（環境経営）部門

環境に対する総合的で効率的な行政運営や政策立案が行われている

#### ③エコガバナンス（環境自治）部門

市民・事業者とのパートナーシップによる事業の実施や政策決定が行われている

## 4. 2. 6 ごみのないきれいなまちづくりに取り組みます。

本市ではごみの減量化やリサイクルに取り組んでいるものの、社会経済活動の発展やわたしたちの生活レベルの向上などから、総排出量や一人当たりの排出量はほとんど減っていません。また、美しい環境や景観も心無い人たちのごみのポイ捨てや不法投棄によって大きく損なわれています。

アンケート結果では、タバコやごみのポイ捨てなどのマナーについて、82%の方が満足していないことを示しています。不法投棄の多くは、子供たちに見本を示すべき大人によってなされており、その処理には税金が使われることとなります。

このため、ごみの少ないきれいなまちづくりのため、マナー教育やアダプトプログラムの導入、不法投棄の防止などに積極的に取り組みます。

### ◎施策の展開方向

- ◇アダプトプログラムの導入等を行い、環境に対する意識啓発・教育を推進します。
- ◇ポイ捨て禁止等、マナー向上に関する啓発活動を行います。
- ◇野焼きによるごみの不適正な焼却をしないよう周知・指導を徹底します。
- ◇自治会、子ども会等による清掃活動の普及・啓発に努めます。
- ◇街区公園等の公衆トイレの定期的な点検を行います。
- ◇公共施設の利用にあたっては、マナーの向上に努めるよう啓発活動を行います。
- ◇監視員によるパトロールや啓発活動等を強化します。
- ◇不法投棄抑止のため、監視カメラの設置を検討します。
- ◇警察と連携しながら不法投棄の早期発見、防止を図ります。
- ◇廃棄物の適正処理に関する意識の啓発に努めます。

### ◎主な事業

- ・アダプトプログラムの導入
- ・クリーンアップ活動の実施及び支援
- ・不法投棄対策の推進 など

## ◎指標目標

指 標	現 状	5年後の目標 (平成24年度)
☆アダプトプログラム登録団体数	0団体 (平成19年度)	10団体以上
☆春のクリーンアップ参加人数	3,040人 (平成19年度)	3,500人 以上

## ◎市民・事業者の取組

### ・市民の取組

- モラル意識を持ち、環境美化に努める。
- 地域などでアダプトプログラムに取り組む。
- クリーンアップ等に参加する。

### ・事業者の取組

- アダプトプログラムに取り組む。
- クリーンアップ等に参加する。
- 不法投棄等をしない。

